

小規模水道維持管理指導要綱の概要

区 分	定 義 (第2条)	水質基準 (第3条)	施設基準 (第4条)	届出 (第5条・第8条)	水 質 検 査 等	
飲料水供給施設	給水人口 (50人以上 100人以下)	水質基準に関する省令 (平成15年厚生省令 第101号)	1 原水の質及び量、地理的 条件、当該小規模水道の形 態等に応じた必要な施設を 有すること。 消毒設備を備えること。 (簡易専用水道及び準簡易 専用水道にあつては、給 水栓において消毒効果が 確認される場合はこの限 りでない)	設置届の提出 (給水開始前) 提出先—地域振興局長 添付書類—水質検査の結果 水道の位置図、 一般平面図及び 給水区域図	給水栓における水質検査 (第6条) 1 消毒の残留効果、色及び濁り 7日以内に1回以上 2 省令の表の上欄に掲げる項目 6か月以内に1回以上 (省令の1、2、9、11、 46～51の項の上欄に掲げる事項以外の項目につい ては、必要がないと認められる場合は省略可。た だし、1年に1回は全項目検査を行う。) →実施結果の記録の保存 (1年間)	
簡易給水施設	給水人口 (概ね20人以上 49人以下)			変更届の提出 提出先—地域振興局長	衛生上の措置 (第7条) ・取水場、浄水場、配水池→清潔、水の汚染防止 ・取水場、浄水場、配水池には、施錠、さくの設置 等人畜の立ち入りの防止等の措置 ・塩素消毒 給水栓における残留塩素 (0.1mg/ℓ 以上)	
簡易専用水道	水道法第3条第7項に規定 するもの (水道事業の用に供する水 道から供給を受ける水のみ を水源とし、貯水槽の容量 が10m ³ を超えるもの)			2 小規模水道の構造及び材 質 水圧、土圧、地震力等 →十分な耐力を有すること 漏水、水質汚染 →恐れがないこと	廃止届の提出 提出先—地域振興局長	管理基準 (水道法施行規則第55条) 消毒効果の確認 (第10条) 給水栓における消毒効果の確認 (0.1mg/ℓ以上) 7日以内に1回以上 →実施結果の記録の保存 (1年間) 維持管理検査 (水道法第34条の2第2項)
準簡易専用水道	水道事業の用に供する水道、 飲料水供給施設、簡易給水 施設から供給を受ける水のみ を水源とし、貯水槽を有 するもの。(簡易専用水道 以外)				変更届の提出 提出先—地域振興局長	管理基準 (第9条) 1 水槽の清掃 (毎年1回以上定期的) 2 有害物、汚水等による汚染防止 →水槽の点検等 3 水に異常を認めたとき (色、濁り、臭い、味等) →水質検査の実施 消毒効果の確認 (第10条) 給水栓における消毒効果の確認 (0.1mg/ℓ以上) 7日以内に1回以上 →実施結果の記録の保存 (1年間)
共 通	【設置者】 1 図面の備付け (第13条) 小規模水道の施設の配置・系統図の整備・保存 2 事故の報告 (第14条) 給水停止、利用者への周知、地域振興局長へ の連絡		【地域振興局】 1 施設の改善、給水停止の勧告 (第11条) 2 報告の徴収、立入調査 (第12条) 3 供給する水が人の健康を害するおそれがある時の連絡を受けた際の指示 (第14条)			

※本要領は、町村部に設置された小規模水道を対象としています。市に設置されている小規模水道については、各市へお問い合わせください。